一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市高尾野町江内字下段一二〇四の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鹿児島県**薩**摩川内市東郷町山田字大谷二二〇四の一一、二二〇四の二二、二二〇四の二三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び**薩**摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町切詰字倉ケ谷五の一、五の二〇、五の五三から五の五八まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県氷見市余川字田中四六八六、四八四七、四八四八の二、四八四九、字西山七三の一、七三の二、柿谷字北六九の一、九九、一〇〇の二、谷屋字面切四の一、字谷内三四八九、三四九〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字高田字上ノ原九五二の二、九九五から九九七まで、字五百山九九八の一〇から九九八の一三まで、一〇五一の一、一〇五一の二、大字平内新一七四の一、一八二から一八四まで、一八五の一、一八六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字下関一一九〇の三（次の図に示す部分に限る。）、一一九三、一一九四の一、一一九四の二、一一九五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年三月二十一日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46P―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1Da2*, *dgt-28 epsps*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（DAS1131, OECD UI：DAS-01131-3）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—